○文部科学省告示第百十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十五年六月十九日

文部科学大臣　下村　博文

（工芸品の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
檜垣文壺信楽　一口	国（文化庁保管）	
黒楽茶碗（ムキ栗）　長次郎作　一口	国（文化庁保管）	
黒綸子地若松紅葉鹿小花文様絞繍小袖　一領	独立行政法人国立文化財機構（東京国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九
葛川明王院御正体 一、不動明王及二童子像　五面 内四面の各裏面に明徳三年、明徳四年、応永三年、応永十三年の墨書銘、一面の表に応永二年の刻銘がある 一、宝塔　一面 裏面に文安四年の墨書銘がある 附　御正体　五面 内一面の裏面に明徳四年の墨書銘がある	宗教法人明王院	滋賀県大津市葛川坊村町一五五
九条袈裟田相黄山道文綾条葉紺繻子地諸尊花鳥文刺繍　一領	宗教法人天授庵	京都府京都市左京区南禅寺福地町
色絵山水竹鳥文輪花大皿　鍋島 附　色絵山水竹鳥文輪花大皿　景徳鎮　一枚	公益財団法人鍋島報效会	佐賀県佐賀市松原二―五―二二

○文部科学省告示第百十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十五年六月十九日

文部科学大臣　下村　博文

（書跡・典籍の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
松尾社法楽和歌 観応二年九月十一日足利尊氏外三筆　一巻	国（文化庁保管）	
新修浄土往生伝巻上、下 大治三、五年書写奥書　二帖	国（国立国会図書館保管）	
法華経 建治二年八月四日宗性願文 新修浄土往生伝巻下 保元三年六月十七日弁昭書写奥書　八巻	独立行政法人国立文化財機構（奈良国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九
一帖	宗教法人東大寺	奈良県奈良市雑司町四〇六―一